

## 子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大

2件 不当金額(支出) 7485万円

(前年度 2件 649万円)

### 1 負担金の概要

子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「支給認定子ども」)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(これらを「民間保育所等」)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、「平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について」等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{負担金の交付額} = \left( \underbrace{\text{費用の額①} - \text{利用者負担額②}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \text{国庫負担率(1/2)}$$

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。この基本分単価や各種加算の額は、例年、国家公務員の給与改定を踏まえて、年度途中に遡及して改定が行われている。ただし、民間保育所等による教育・保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住する支給認定子どもに対して、市町村が民間保育所等において求められる職員の配置基準等の適用を受けない保育である特例保育を提供する場合の費用の額は、市町村が内閣府との間で毎年度協議を行った上で定める。また、教育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「1号認定子ども」)については、費用の額に一定の率を乗じて当該合計額を減額する。
- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

### 2 検査の結果

2道県の2事業主体は、誤って、国家公務員の給与改定を踏まえた基本分単価等を適用した額に、更に基本分単価等の改定による増額分を重複して集計したり、特例保育を受けた1号認定子どもについて費用の額に一定の率を乗じていなかったりなどしており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計7485万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
北海道	網走市	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	平成27～29	10億6766万 円	5億3383万 円	4699万 円	2349万 円
栃木県	大田原市	同	29	10億1802万	5億0901万	1億0272万	5136万
計	2事業主体			20億8569万	10億4284万	1億4971万	7485万